令和８年第７回教育委員会会議録

■会議名　令和８年第７回忠岡町教育委員会定例会

■日　時　令和８年７月３０日（木）午前１０時００分から午前１０時５０分

■場　所　忠岡町役場　３階　研修室３

■出席者　教育委員会

教育長	大塚　　孝
教育長職務代理者	新田　哲也
委員	谷野　しづこ
委員	竹林　正訓
委員	徳田　久子
事務局	
教育部長	柏原　憲一
教育部理事兼学校教育課長	大西　裕貴
教育部理事	森田　綾子
教育部教育課長	伊藤　　真
教育部教育課課長代理	石栗　健史

■傍聴者数　１名

■会議録署名委員　徳田委員

■議事日程

日程第１　報告第２５号　行事等報告について

日程第２　報告第２６号　町立各学校行事について

日程第３　議案第１１号　忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について

日程第４　議案第１２号　令和９年度使用小学校教科用図書の採択について

日程第５　議案第１３号　令和９年度使用中学校教科用図書の採択について

その他

■会議の内容

発言者	発言の要旨
大塚教育長	ただ今から令和８年第７回忠岡町教育委員会定例会を開催致します。 （　開会　午前１０時００分　）
大塚教育長	議事に入ります前に、一昨日７月２８日に、熊本県で大きな地震が発生いたしました。この地震によってお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々に深くお見舞い申し上げます。 現地ではいまだ厳しい状況が続いているかと存じます。一日も早い復旧と皆様の安全を心よりお祈り申し上げます。 それでは、会議を開催いたします。 本日は、出席委員定数に達しておりますので、委員会は成立しております。 次に議事に入ります前に、本日傍聴の申し出があります。 傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。 （　「異議なし」の声　）
大塚教育長	ご異議がないので、傍聴される方の入室を許可することといたします。 （　傍聴者１名入室）
大塚教育長	本日の会議録署名委員を会議規則第１６条第３項の規定により、教育長の指名として、ご異議ございませんか。 （　「異議なし」の声　）
大塚教育長	ご異議がないので、徳田委員にお願いいたします。 次に、教育長の報告をさせて頂きます。 お暑い中、皆様、定例会にご出席賜りありがとうございます。 ７月下旬ということで、小中学校の子どもたちは夏休みに入りました。

	今年の梅雨明けは７月８日ということで、例年より１１日早く、昨年より１１日遅かったそうです。梅雨明けした途端、すごく暑くなってきたと感じております。外にいるのは大変だと思いますが、中学生が部活動をすごく頑張っている姿が見受けられます。充実した夏休みになればいいなと思います。 ７月の上旬に、大阪府教育委員会から、市町村指導室長をはじめ小中学校課の方々が中学校を訪問され、授業を見て、指導・助言をいただいたところでございます。今後も必要に応じて指導・助言をお願いしながら取り組んでいくこととしております。 委員の皆様におかれましては、今回も忌憚のないご意見をいただければと思います。 それでは議事に入ります。 議事日程を事務局より朗読願います。
石栗課長代理	（　議事日程朗読　）
大塚教育長	日程第１・報告第２５号「行事等報告について」を議題と致します。事務局担当者より趣旨説明をして下さい。
伊藤課長	それでは、議案書の３ページをお願いいたします。 令和８年６月分の社会教育行事等 についてご報告いたします。 ６月４日、保健センターでの１歳７、８ヶ月健診に来られた方に、ブックスタート事業ブックセカンドとして１６名の方に絵本の配布をいたしました。 ６月１１日、保健センターでの乳幼児健診にこられた方に、ブックスタート事業ブックファーストとして８名の方に絵本の配布をいたしました。 同じく、６月１１日、スポーツ推進委員協議会定例会を、児童館にて開催いたしました。 ６月１２日、こども会育成者協議会定例会を児童館にて開催いたしました。 ６月１４日、スポーツテストを、東忠岡小学校にて実施いたしました。 ６月２４日、忠岡町民盆踊り大会実行委員会を児童館にて開催

	いたしました。 ６月２５日、文化協会定例会を文化会館にて開催いたしました。 ６月２６日、青少年指導委員協議会定例会を文化会館にて開催いたしました ６月２８日、こどもカーニバルを忠岡小学校体育館にて開催をいたしました。 次ページ以降の事業報告及び各施設の利用状況等につきましては、後ほど、ご高覧頂きますよう宜しくお願いいたします。 報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。
大塚教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。 何かございませんか。 ご質疑がないようですので、日程第１・報告第２５号「行事等報告について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。 （　「異議なし」の声　）
大塚教育長	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に日程第２・報告第２６号「町立各学校行事について」を議題と致します。事務局担当者より趣旨説明をして下さい。
大西理事	それでは町立各学校行事についてご説明いたします。 議案書の１３ページを、お願いいたします。 忠岡小学校でございます。 忠岡小学校におきましては、7月３日、金曜日、３年生がライフ出前授業の実施と、６年生が泉大津税務署からの租税教室ということで税についての学習を出前授業として実施しております。 ７日、火曜日、七夕集会で低学年がキーワードラリーということでスタンプラリーのようなものを実施したということを聞いております。 １３日、月曜日、この日から懇談会が開始しており４０分の４時間授業ということで短縮授業となっております。

	１７日、金曜日、終業式を、オンラインシステムを利用して行ったと聞いております。 ２１日より夏休みということで、現在に至っております。 続きまして、議案書１４ページをお願いいたします。 東忠岡小学校でございます。 東忠岡小学校につきましては、３日の金曜日に、レインボーと書いているのですが、縦割り活動を、七夕集会と合わせて行っております。また、縦割りの学年でクイズラリーを行っております。 ８日、水曜日、３年生の社会見学をシビックセンターで行いました。町長からのお話しや、議場、各階の見学を行っております。 ９日、金曜日、ＣＡＰということで、エンパワーメントに係る授業を、外部講師の方に来ていただいて実施をしております。 １０日、金曜日から懇談会を実施しております。この日から短縮授業を開始しております。 忠岡小学校と同じく１７日に終業式を迎えました。 続きまして忠岡中学校です。 １５ページをお願いします。 忠岡中学校におきましては、１日、水曜日、２年生に対しての進路説明会を実施しております。 ２日、木曜日、３年生の第１回の学力診断テストを実施いたしました。 ７日、火曜日、１年生の水泳授業をコパンスポーツクラブで実施しております。 １０日、金曜日より３者懇談を実施しており、この日から短縮授業を行っています。 １３日、月曜日、１年生が非行防止教室として、堺少年サポートセンターの方をお招きして、ＳＮＳについての注意点のテーマ授業を行ったと聞いております。 １７日、金曜日、終業式で、夏休みを迎えております。 報告は以上でございます。
大塚教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。
竹林委員	忠岡小学校と東忠岡小学校の懇談会の日の授業ですが、忠岡小

	学校の方が４０分の４時間授業で下校。東忠岡小学校は４５分の４時間授業が３日間と、１６日は４０分で５時間授業となっているのですが、この違いはどういうことでしょうか。
大西理事	各学校の実情に合わせて懇談会の日を設定しております。最終的な授業時数との兼ね合いはあるのですが、最終、学校判断になっております。申し訳ありませんが細かいところまでは確認できておりません。
大塚教育長	東忠岡小学校の方が子どもの数が多いため懇談会日数が多くなっておりますので、この兼ね合いでその様になっていると思います。 他に何かございませんか。
徳田委員	中学校の真ん中に書いている支援教育部ですが、この支援教育部を担当されている構成員はどの様な方がされているのですか。
大西理事	構成員としましては、支援教育の学級担任をしているものと、通級指導教室も担当しているものの４名と管理職や中心となる教員により構成しております。
徳田委員	中学校のオープンスクールで支援教室を拝見する機会がなかったのですが、何名の生徒が在籍しているのでしょうか。
大西理事	忠岡中学校におきまして、３学年で合計１０名の生徒が支援学級に入っておりまして、学級として２クラスで運用しているところです。
大塚教育長	他にご質疑ありますでしょうか。 ご質疑がないようですので、日程第２・報告第２６号「町立各学校行事について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。 （　「異議なし」の声　）

大塚教育長	ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に日程第３・議案第１１号「忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題と致します。 事務局担当者より趣旨説明をして下さい。
大西理事	忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明します。 令和８年４月１日に学校教育法が一部改正、施行され、職員間における総合的な調整を行う職として、新たな職として主務教諭が規定されました。 このことにあわせて、本町の規則にも、これまでの首席、指導教諭、教諭に加え、新たに主務教諭についての規定を加える必要があるため、規則の一部改正を行うものでございます。 議案書２０ページ、２１ページの新旧対照表をご覧ください。 第３条の６に新たに主務教諭に係る事項を記載いたします。順に読み上げます。 第３条の６　学校に主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 ２　主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、これに充てる。 ３　主務教諭は児童生徒の教育を、主務養護教諭は児童生徒の養護を、主務栄養教諭は児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。 ４　主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務に関する事項は、別に定める。 続きまして、第３条の４の第２項及び第３条の５の第２項をご覧ください。こちらは、首席及び指導教諭等に充てることができる職として、新たに主務教諭を追加するものです。 続いて第６条に教務主任等の発令について、第７条にその他の主任等についてご説明します。今回新たに定めます主務教諭については、総合的な調整を行う職であり、校内での調整等を担う教務主任、生徒指導主事等の役割を内包するものとなります。 このことから、学校教育法施行規則第４４条の２に、「教務主

	任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する教務主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは教務主任を、第５項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は同項に規定する学年主任の担当する教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは学年主任を、それぞれ置かないことができる。」と規定されております。なお、この条文内の主幹教諭は大阪府では首席としております。 また、生徒指導主事、進路指導主事についても同法第７０条、第７１条の規定があることから、本規則第６条、第７条において文言の整理をしております。 説明は以上のとおりです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
大塚教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。 これは忠岡町の学校の管理運営に関する規則の改正ですが、教員採用については、大阪府で行っております。今回の主務教諭というのは、新たな職として、新たな給料の給与表が、作られるということになっておりまして、任命についても大阪府が任命することになっております。まだ、大阪府から推薦依頼は来ておりませんが、町の方で推薦して大阪府が決定するということになります。 法律上は令和８年４月から雇用できるようになっておりますが、また大阪府の方で給料表等ができていないので実際には令和９年４月からということでございます。
竹林委員	新しく置かれる主務教諭について、各学校に配置する人数は指定されているのですか。
大西理事	現状、細かいところは指定されておりません。首席ですと、かなり少数になっておりますが、主務教員については、最終的には全数の４割ぐらいを目指しているということで、今年度中に大阪府の方から詳細が出てくると思います。

大塚教育長	他に何かございませんか。 ご質疑がないようですので、日程第３・議案第１１号「忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （　「異議なし」の声　）
大塚教育長	ご異議がないようですので、原案のとおり決します。 次に日程第４・議案第１２号「令和９年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題と致します。事務局担当者より趣旨説明をして下さい。
大西理事	令和９年度使用小学校教科用図書の採択について、ご説明します。 議案書の２５ページをご覧ください。 本年度は採択替えの年ではございません。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律と、これを受けての同施行令にもとづき、令和９年度も令和８年度と同一の教科用図書を採択いただくものとなっております。 なお、令和９年度使用小中学校教科書展示会を５月２９日から７月１日までの施設開設日に役場内の泉北郡教科書センター及び町立図書館にて実施いたしましたが、ご意見等はございませんでしたので、ご報告いたします。令和９年度使用小学校教科用図書の採択につきまして、ご審議のほど、お願い申し上げます。
大塚教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。 これは何年からでしょうか。
大西理事	今、小学生が使っているものは、令和６年度から使用しております。次年度の令和９年度分が４年目ということになります。
大塚教育長	引き続きということでございます。 他に何かございませんか。 ご質疑がないようですので、日程第４・議案第１２号「令和９年度使用小学校教科用図書の採択について」を原案のとおり決

	定することにご異議ございませんか。 （　「異議なし」の声　）
大塚教育長	ご異議がないようですので、原案のとおり決します。 次に日程第５・議案第１３号「令和９年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題と致します。事務局担当者より趣旨説明をして下さい。
大西理事	令和９年度使用中学校教科用図書の採択について、ご説明します。 議案書の２９ページをご覧ください。 小学校と同様、本年度は採択替えの年ではございません。 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律と、これを受けての同施行令にもとづき、令和９年度も令和８年度と同一の教科用図書を採択いただくものとなっております。令和９年度使用中学校教科用図書の採択につきまして、ご審議のほど、お願い申し上げます。
大塚教育長	説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。 何かございませんか。 ご質疑がないようですので、日程第５・議案第１３号「令和９年度使用中学校教科用図書の採択について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （　「異議なし」の声　）
大塚教育長	ご異議がないようですので、原案のとおり決します。 以上で、本日提出されました議案はすべて終了致しました。 続きまして、その他に入ります。 その他１「忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について」の報告をお願いいたします。
伊藤課長	お手元に別で配布しております右肩上に、その他１と記載しております忠岡町教育委員会後援名義使用承認申請書をご覧ください。

	今月は、申請が３件ございます １件目は、団体名「泉北地区人権教育研究協議会」で、事業名「第５７回大阪府人権教育研究堺・泉北大会プレ大会兼第１３回せんぼく研」でございます。 ２件目は、団体名「公益社団法人泉大津青年会議所」で、事業名「青少年チームビルディング事業～水鉄砲サバイバルゲームで学ぶ協力と挑戦～」でございます。 ３件目は、団体名「公益財団法人正木美術館」で、事業名「令和８年秋季展『祈りの造形 －千姿万態の神仏－』」でございます。 この３件につきまして後援名義の使用承認を出しておりますので報告させて頂きます。
大塚教育長	ご質疑はございますか。 他にご質疑ありますでしょうか。 ご質疑がないようですので、その他１「忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について」の報告は以上です。 続きまして、その他２に入ります。 その他２「２学期のオープンスクールについて」の報告をお願いいたします。
大西理事	２学期のオープンスクールにつきまして、本日、各校の実施日時の一覧を配付させていただいております。 本日の定例会にてご報告後、町ホームページにて掲載し、周知いたします。
大塚教育長	ご質疑はございますか。 ご質疑がないようですので、その他２「２学期のオープンスクールについて」の報告は以上です。 続きまして、その他３に入ります。 その他３「令和８年第２回忠岡町議会定例会一般質問教育委員会関係事項について」の報告をお願いいたします。
柏原部長	それでは、令和８年第２回忠岡町議会定例会での教育委員会に対する一般質問について、簡単にご報告させていただきます。 今回の第２回の定例会で、教育委員会に対しましては、６名の

	議員から一般質問がございました。 まず、１人目でございますが、尾崎孝子議員から、質問事項といたしまして、ＨＰＶワクチンについてでございます。 質問要旨といたしましては、ワクチン接種について、学校から保護者に対して周知の場を設けることは可能か。または、チラシやリーフレットなどの配布やポスターなどの掲示など、児童や生徒、保護者に啓発をすべきと考えるが、見解はいかがか。 答弁要旨でございますが、学校での保護者への直接の説明については、時間、場所の確保等の面から難しいと言わざるを得ませんが、チラシやリーフレットによる保護者への啓発については学校と連携の上で検討することは可能であると答弁しております。 続きまして２人目でございます。 北村孝議員から、質問事項といたしまして、小中学校、公園、庁舎敷地内のアメニティ広場の環境整備についてでございます。 質問要旨といたしましては、全国で相次ぐ倒木事故、樹木の枝の落下をうけて町内における樹木調査について問うものでございます。 答弁要旨でございますが、教育委員会の方からは、所管しております町民グランドと学校関係について答弁しております。 昨年度、倒木の恐れがあるとのご指摘を受けた町民グラウンド周辺のフェニックスについては、高圧電流に干渉の恐れのあるものと併せて伐採し、本年度に残りの部分について伐採の予定としております。 各学校の樹木については、学校職員による日常点検を行っている他、毎年度実施の剪定作業の際、専門業者による樹木の状況確認も併せ合わせて行っている。 引き続き、学校と教育委員会が連携し、適切な管理に努めていくと答弁しております。 答弁のとおり今年度、町民グラウンドについては、残りのフェニックスについて伐採する予定でございます。 続きまして３人目でございます。 二家本英生議員から、質問事項といたしまして、文化活動振興を図るための奨励金制度についてでございます。 質問要旨といたしましては、スポーツ振興奨励事業の一環とし

	て、国内外のスポーツ大会に出場する町民に対しての、奨励金制度がある。文化活動の振興を図るために、絵画や書道、音楽など文化活動において全国等で活躍した人を対象にした、奨励金制度を導入してはどうか。 答弁要旨でございますが、現在、府内自治体における先行事例について調査研究しているところであり、文化芸術分野を対象とした奨励制度についても、その必要性や制度の内容等を含め検討していくということで、質問にあります通り、忠岡町スポーツ振興奨励金交付事業として、スポーツ活動の奨励を図り、世界体育の振興を目的に、国内外のスポーツ大会に出場した方に対して奨励金を交付しております。国際大会は３万円、全国大会は１万円、近畿大会は５千円でございます。今年度に入りまして、教育委員会の方でも、スポーツ以外に文化の方も、もっと取り組んでいこうということで、近隣の状況も含めて調査しており、できましたら来年度こういった部分についてもやっていきたいというところで、検討を進めております。 続きまして４人目でございます。 高迫照子議員から、質問事項といたしまして、児童生徒の健康診断ということでございます。 質問要旨につきましては、１つ目が、年１回学校健康診断が義務づけられているが、歯科・視力について学校から受診が必要と通知した児童生徒の未受診率はどれくらいか。又、その結果をどう受け止め、どんな背景があると思われるか。 ２つ目といたしまして、未受診を少しでも減らしていくにはどうしたらよいか。 これについては再質問といたしまして、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員等、第三者による付き添い受診なども考えていく必要があると思うが、いかがか。 ３点目といたしまして、不登校の健診は別日に校医に行けばできることになっているが実情はどうか。又、かかりつけ医での健診も同じようにできるのかということでございました。 答弁要旨としていたしまして、１つ目につきましては、疾病の早期発見や児童・生徒の健康に関する指導、相談につなげるために、学校における健康診断は重要な役割を担っている。学校から受診が必要と通知した児童・生徒の未受診率は、本町小中学校全体で歯科、視力ともにおよそ７０％を超えている。未受

	診の背景には、習い事等での多忙化や家庭の状況等、様々であると考えている。 放置することでより悪化することが懸念されるので、学校からの通知があった際には、医療機関を受診していただきたいと考えている。 ２つ目につきましては、懇談会の場や電話連絡等を適宜活用し、受診勧奨を行っている。引き続き積極的な受診勧奨を行っていく。 再質問の部分につきましては、第三者の付き添い受診は難しいが、専門的な知識を有しているスクールソーシャルワーカー等との連携は重要だと認識している。必要に応じて連携を図っていく。 ３つ目につきましては、学校での健康診断が欠席などにより実施できなかった場合には、学校医のいる病院で家庭の負担なく同様の健康診断を実施できる旨、当該児童生徒を通して保護者にも伝え、受診を勧めている。かかりつけ医が学校医でない場合には、保護者負担で受診いただくことになっている。学校医以外で当該項目を受診した際の費用負担については、近隣の状況等を踏まえ研究していくと答弁しております。 学校医のところに行っていただければ、費用負担なしでできるのですが、それ以外に個人で指定外の病院で受診される場合は、一定費用が発生するというところで現在運用しているところでございます。 続いて、高迫議員から、もう１項目ご質問がありました。 質問事項といたしましては、文化会館（公民館）の活性化でございます。 質問要旨については、地域住民や子どもが気軽に集う場として、ちょっと立ち寄れる場としてのあり方を問うということで、３点でございます。 １点目、ロビーの有効活用として展示の機会が多くなっている。机と椅子を置いて休憩できる場があればと思うがいかがか。 ２つ目が、開館日を増やしてはどうか。週１回の休館日に戻す。 ３つ目が、自習室のあり方、中高生の居場所について問う。 答弁要旨でございますが、１点目につきましては、椅子及び机

	の設置に関しましては、利用者の利便性や交流スペースとしての役割を考慮し、６月から改めて椅子及び机をワンセットですが配置している。 ２点目につきましては、週１日の休館日に戻した場合には、年間４３０万程度の追加経費が見込まれるが、より多くの方に文化会館へ親しみを持っていただき、利用につながる契機となるものと認識している。また文化会館運営委員会からも、そのようなご意見をいただいている。 引き続き利用状況や運営体制、財政負担等を総合的に勘案しながら、財政部局等関係部局とも調整しながら、開館に向け調査研究していく。 ３点目につきましては、家庭や学校以外に安心して過ごすことのできる居場所づくりは重要な課題である。教育委員会としては、施設や人材、予算面等の課題もあることから、子ども政策担当部局など庁内の関係部局とも情報共有、連携等をしていきながら、より効果的な居場所づくりについて様々な角度から調査研究していくと答弁しております。 質問の中には利用のあり方ということで、中学生が自習室を使っており、騒がしいときがあったということで、そういうときの対応のことについても質問されたのですが、それは決してして騒いでいるという状況ではないのですが、中には中学生が自習をしているときに、大きな笑い声が何度も聞こえる場面があったというところでございます。一応受付や部屋の中には注意事項についても掲示したりしております。それでも大きな声が聞こえるときは、もちろん職員が、適宜、注意等をして、できるだけ静かな中で、学習ができるような状態にするように努めていると答弁しております。 続きまして５人目でございます。 小島みゆき議員から、質問事項としまして、熱中症対策についてということでございます。 質問要旨としましては、熱中症対策の一環として小中学校にウォーターサーバーを設置すべきでは、というご質問がありました。 答弁要旨といたしましては、小中学校では、従前より暑さ指数に応じて注意喚起や、運動を中止するなどの対応を行うとともに、こまめな水分摂取を呼びかけるなど、基本的な予防対策を

	行っている。ウォーターサーバー設置について、学校の状況等確認の上、先進事例などを調査研究していくと答弁しております。 ウォーターサーバーの設置には一定費用もかかりますし、各学校に１台設置すればよいというものでもございませんし、児童生徒が休憩時間等に利用しますので、使い方も含めて、今、近隣で試験的に導入しているところもありますので、その辺りの動向について、今後、調べていきたいと考えております。 同じく小島議員の方から、質問事項といたしまして、生命の安全教育についてでございます。 質問要旨としましては、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、ＤＶ、根本は同じ、人権が守られていない。人権が正しく理解されていない。性犯罪、性暴力が及ぼす影響や、防止、対処に関する知識やスキル、各段階等に応じて適正に対処できるように、子どもを加害者、被害者、傍観者にしない。その具体策として、学校教育として導入された生命の安全教育について、現在の取り組みはいかがか、というご質問がありました。 答弁要旨といたしましては、自他の人権を尊重することをはじめとした心と体を守る教育は重要であると認識しており、小中学校におきましては、教育活動全体を通して様々な取組みを行っている。 例えば、堺少年サポートセンターを招いての非行防止教室や、中学校での外部講師による情報講演会等を通して、ＳＮＳやインターネットの危険性、犯罪につながる行為などについて啓発を行っている。また、命の尊さやすばらしさ、自分も他者も尊重し、大事にすることなどについては、文部科学省作成の教材、生命の安全教育の活用も含め、様々な場面において子どもたちに指導していると答弁しております。 続きまして同じく、小島議員の方から質問事項、自殺対策についてでございます。 質問要旨といたしましては、小中高生の自殺者は増加傾向で昨年１年間過去最多の５３２人であった。 教育、福祉、医療、警察、民間団体等で構成される、自殺対策に係る協議会の設置は、学校が安心して、１人の児童のリスクに気づいて支援に繋げるための不可欠な基盤である。設置についていかが考えているのか、という質問がありました。

	答弁要旨といたしましては、小・中学校では、教職員と各学校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどとが連携し、子どもたちの小さな不安などを捉え、寄り添ったチーム対応ができるよう努めている。また、小中学校の生徒指導担当と教育委員会指導主事による会議や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家も含めた合同会議などを実施し、いじめや不登校などに関する情報交換や、その支援の在り方について協議を行っている。 法定協議会の設置については、関係部局と連携し、調査研究を進めていくと答弁しております。 最後に、森野良一議員から、質問事項としまして、道路交通法改正についてでございます。 質問要旨といたしましては、自転車の新しい交通ルールについての小中学校での指導等は、どの様にされているのか。例えば、本町の道路事情に合わせたルールブックなどを作成、活用できないか、という質問がありました。 答弁要旨といたしましては、小中学校では、交通安全教室の実施や指導を適宜実施している。本年４月から１６歳以上に自転車の交通反則通告制度が適用されていることから、自ら交通ルールやマナーを遵守する態度を育成していくことなど、引き続き町関係部局や警察などとも連携し、自転車利用に関する交通安全の指導等を行っていくと答弁しております。 以上が簡単ではございますが第２回忠岡町議会定例会の教育委員会に対する一般質問の質問並び答弁要旨でございます。 報告は以上のとおりでございます。 ご質疑はございますか。
大塚教育長 竹林委員	何人かの議員の方が質問されて、また、ご意見を述べられているのですが、学校健診、特に歯科健診のあり方で、健診が終わった後、どこの歯科医にも掛からず放置されているお子さんがいます。その場合は、児童虐待、養育放棄に繋がっている確率が高いというデータも示されておりますので、学校教育だけではなく、福祉部門との連携において総がかりで取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに感じます。

大塚教育長	有難うございます。 他にございませんでしょうか。 ご質疑がないようですので、その他３「令和８年第２回忠岡町議会定例会一般質問教育委員会関係事項について」の報告は以上です。 これをもちまして、令和８年第７回忠岡町教育委員会定例会を閉会いたします。 傍聴者は、ご退室をお願いいたします。 以下の内容を報告して終了。 １　令和８年第８回教育委員会定例会議の日程について 議決事項 議案第１１号　忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について 議案第１２号　令和９年度使用小学校教科用図書の採択について 議案第１３号　令和９年度使用中学校教科用図書の採択について 以上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名いたします。 令和８年７月 教　育　長　大塚孝 教育委員　徳田久子